

概要版

豊浦町 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

1 計画策定の趣旨

令和2年の総務省統計局の人口統計によれば、7月1日の総人口に対する65歳以上の高齢化率は28.7%、75歳以上の後期高齢化率も14.8%で、ともに過去最高値となっております。また、令和7年の65歳以上の高齢者数は、3,657万人、令和24年には3,878万人でピークを迎えると予測しています。

豊浦町においては、令和2年10月1日時点の総人口3,806人に対する高齢者は1,435人で、高齢化率が37.7%となり、国の平均28.7%を大きく上回っています。令和7年には、高齢化率が39.9%になると推計されており、認知症高齢者の急激な増加も見込まれる中で、更なる少子高齢化社会を迎えることとなります。このような背景を踏まえ、第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を推進し、地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みを進めてまいります。

図表 豊浦町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画のポイント

令和2年改正 令和3年4月～施行	
第8期 (令和3年度～令和5年度)	<ul style="list-style-type: none">○地域包括ケアシステムの推進○自立支援・重度化防止の推進○介護人材の確保・介護現場の革新○介護保険制度の安定性・持続可能性の確保○要介護認定の見直し（有効期間の上限）○要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制

2 計画期間

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の期間を令和3年度から令和5年度までの3年間と定め、高齢者福祉事業のなお一層の充実に取り組んでいきます。

図表 計画期間

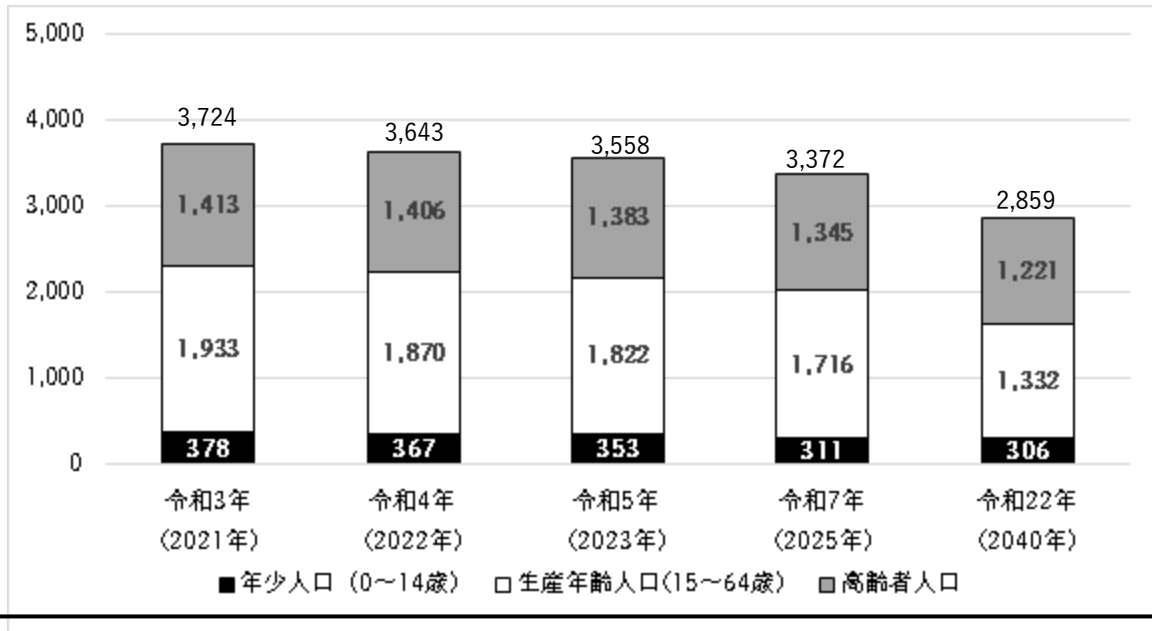
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画
平成27年度(2015年度) ～平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度) ～令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度) ～令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度) ～令和8年度(2026年度)

2025年・2040年を見据えた事業計画

3 人口推計結果

総人口、高齢者人口ともに減少する傾向にあります。計画期間の最終年である令和5年（2023年）の総人口は3,558人、高齢者人口は1,383人で高齢化率は38.9%となる見通しです。令和22年（2040年）については、令和元年（2019年）3月に社会保障人口問題研究所が公表した推計値を記載しています。

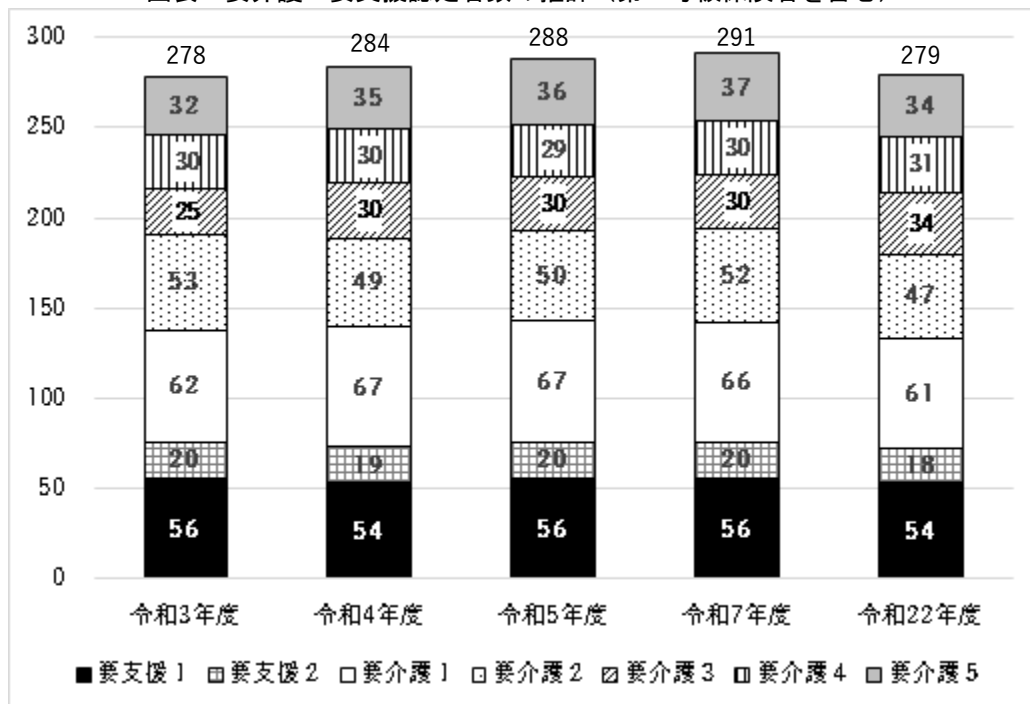
図表 総人口及び高齢者等の見込み



4 要介護・要支援認定者数の将来推計

豊浦町における認定者総数は、概ね300人弱で推移する見込みです。計画期間の最終年である令和5年には288人程度になると見込まれています。その後、令和7年には291人、令和22年には279人程度になることが予測されます。

図表 要介護・要支援認定者数の推計（第2号被保険者を含む）



5 施策の体系

基本理念

誰もが住みやすいまちの実現

豊浦町の高齢者保健福祉施策は、第6次豊浦町総合計画（平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)）を踏まえ「誰もが住みやすいまちの実現」を基本理念として、高齢者の方々が持つ知恵や経験を発揮でき、身近な仕事に従事するほか、サークル活動や文化・スポーツとふれあい、若者や子どもたちと交流できる仕組みを推進していきます。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりをすすめるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される地域包括ケアシステムを構築・推進していきます。

基本目標

誰もが安心して暮らし続けるための 医療・保健・福祉サービスの充実

施策の基本方針

基本方針 1

予防を重視した健康づくりの推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者の社会参加の促進
(介護予防・生きがい活動の支援)

基本方針 2

高齢化社会に対応した介護・福祉サービス

- 1 介護サービスの充実
- 2 公正・公平な運営の確保
- 3 関係団体・機関等との連携
- 4 低所得者の利用者負担の低減

基本方針 3

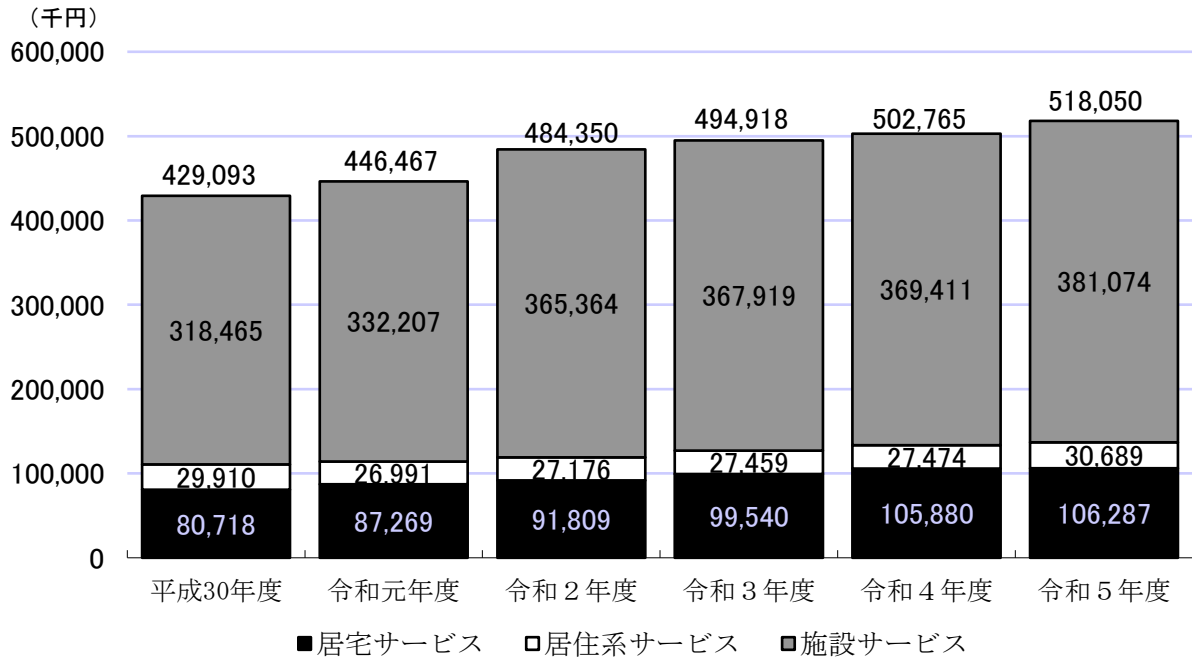
地域包括ケアシステムの構築・推進

- 1 生活支援・見守り支援
- 2 在宅医療と介護連携の推進
- 3 認知症施策
- 4 高齢者の多様な住まい方への支援
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 高齢者の権利擁護
- 7 地域支援事業の任意事業・その他の事業

6 総給付費の推計

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに総給付費を推計すると、令和3度から令和5年度の計画期間中の給付費は約15億円程度となる見込みです。

図表 サービス別給付費の推計



7 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

図表 第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	世帯の状況	本院の所得状況等	保険料年額	
第1段階	世帯員全員が町民税非課税の場合	・生活保護受給者の方	23,700円	
		・老齢福祉年金受給者の方		
		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が町民税非課税の場合	合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	39,600円	
第3段階		合計所得と課税年金収入の合計が120万円を超える方	55,400円	
第4段階	世帯員に町民税課税の方がいる場合	本人が町民税非課税の方	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方	71,200円
第5段階			合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超える方	79,200円
第6段階		本人が町民税課税の方	合計所得が120万円未満の方	95,000円
第7段階			合計所得が120万円以上210万円未満の方	102,900円
第8段階			合計所得が210万円以上320万円未満の方	118,800円
第9段階			合計所得が320万円以上の方	134,600円